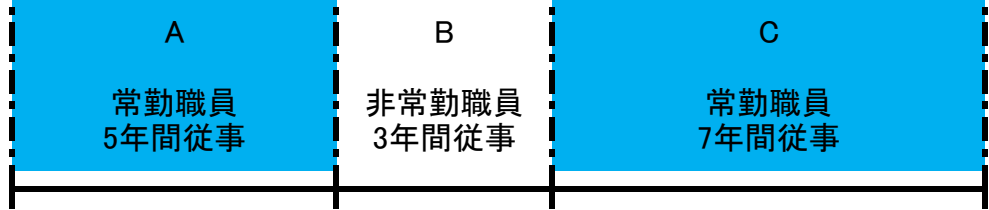
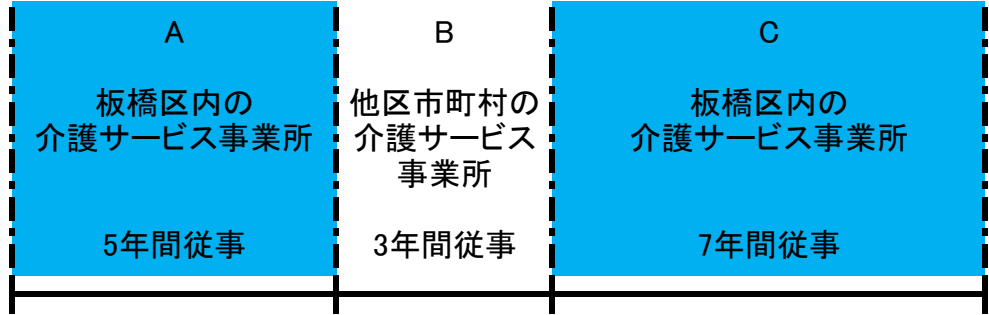


板橋区介護サービス従事者 勤続表彰事業 Q&A

No.	質問事項	回答
1	常勤・非常勤職員とはどのような基準によって分類されるのか。	週40時間程度の勤務をしている者を常勤職員と考えるが、<u>各事業所によって勤務体制は様々であるので、各事業所の運営基準等において定められている常勤が勤務すべき時間数(週32時間を下限とする。)</u>に達している者であれば、常勤職員としてみなす。 なお、例1のとおり、常勤職員として勤務した年月のみを算定対象とする。 期間Aと期間Cのみを勤続年数の算定対象とする。 (網掛け部分)  例1
2	他区市町村の介護サービス事業所における勤務年月数は加算していいのか。	例2のとおり、板橋区内の介護サービス事業所に勤務した年月のみを算定対象とする。 期間Aと期間Cのみを勤続年数の算定対象とする。 (網掛け部分)  例2
3	経歴書には、他区市町村の介護サービス事業所での勤務期間や非常勤職員従事時の勤務期間を記入しなければならないのか。	記入する必要はない。算定の対象となる年月に係る期間のみの記入でよい。
4	「利用者の処遇に直接携わる介護業務」に調理師、調理員(パート)、営繕職員、事務職員は対象に含まれるのか。	いずれも対象に含めない。 利用者の処遇に「直接」携わる職業としているが、上記職はいずれも間接的な支援であるため。